

第 138 回医療ビジネス研究会のご案内

障がい者雇用促進法(障がい者の雇用の促進等に関する法律)は、障がい者の雇用と在宅就労の促進について定める法律で、全ての事業主は、対象となる障がい者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有し、進んで対象障がい者の雇入れに努めなければならないとされています。

対象となる障がい者とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者)です。一定数の従業員を雇用している事業者に求められる障がい者の法定雇用率は昨年 4 月に引上げられましたが、法の精神とは別に採用に苦慮される事業者は少なくありません。

国の省庁や地方自治体等の公的機関の「障がい者雇用水増し問題」は記憶に新しいことですが、その背景の一つに軽度の身体、知的障がい者に求人が集中し、それ以外の障がいを持たれた方への求人が少ない需給関係のミスマッチがあるようです。

医療事業再生機構では昨年 1 月に障がい者就労支援委員会を設置し、障がいを持たれた方の就労を促進すべく、障がい者の生活支援をされる福祉事業者等が中心となり活動を始めております。従来は障がい者を社会から隔離するような施策が中心だったことから、「障がい者理解の欠如」が鮮明になり、一部の障がい者に求人が集中するなどの雇用機会のミスマッチの一因となっているようです。

今回は長期にわたり障がい者の教育現場を取材されてきた新聞記者の柳楽氏をお招きし、特別支援学校(幼稚園から高等学校までの教育を行い、障がい者等の自立を目指す教育機関)の授業に 1 年近く参加されてきた体験を中心にお話頂きます。人が「学ぶ」とはどのような事なのか、そこには健常者も障がい者も大きな違いはありません。40 年以上にわたる特別支援学校のノウハウは障がい者を理解するうえで大きなヒントになるようです。

法制度で数値目標を設定しないと障がい者の社会進出や自立支援が前に進まない現状ではありますが、同時に障がいも個性、多様な人々が分け隔てなく共生・共存する事が活力ある社会の基本と理解する事も必要です。少品種多量生産の時代は今や昔。それにも拘らず、いまだに古い衣を羽織る社会を変えるのは容易ではありません。

障がい者雇用に苦慮されている事業主や担当者のもとより、新たな価値を絶え間なく生み出すイノベーションを求める方にも是非ともお聞き頂きたい内容です。多様性の受容、そして分け隔ての無い社会こそが新たな世界を拓きます。奮ってご参加頂くようご案内申し上げます。

2019 年 2 月
特定非営利活動法人 医療事業再生機構

記

- テーマ:「障がい者の可能性を探ることとは？」=特別支援学校の教育現場から=
- 講師: 柳楽未来 氏 理学博士 毎日新聞社 科学環境部 記者
- 開催日時:2019 年 3 月 4 日(月曜日)18:30~20:30

以上

※ 医療ビジネス研究会への参加には受講票が必要です。参加を希望される方は弊社 HP よりお申込みください。